



## 目次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| I 総則.....                      | 1  |
| 1 条 目的.....                    | 1  |
| 2 条 約款の適用.....                 | 1  |
| 3 条 定義.....                    | 1  |
| 4 条 単位および端数処理.....             | 2  |
| II 契約種別および電気料金.....            | 2  |
| 5 条 需給契約の成立.....               | 2  |
| 6 条 契約期間.....                  | 2  |
| 7 条 契約保証金.....                 | 3  |
| III 供給電力.....                  | 3  |
| 8 条 需要場所.....                  | 3  |
| 9 条 需給地点.....                  | 3  |
| 10 条 供給電圧、供給電気方式、周波数.....      | 3  |
| 11 条 契約電力.....                 | 3  |
| IV 料金.....                     | 4  |
| 12 条 料金.....                   | 4  |
| 13 条 料金の支払方法.....              | 5  |
| 14 条 料金の改定.....                | 6  |
| 15 条 事情変更.....                 | 7  |
| V 電力の使用及び供給.....               | 7  |
| 16 条 電力需要者の電力受給権.....          | 7  |
| 17 条 当社の電力供給義務.....            | 7  |
| 18 条 電力の託送供給のための手続.....        | 8  |
| 19 条 電力使用統計提出義務.....           | 8  |
| 20 条 調整装置または保護装置の設置を要する場合..... | 8  |
| 21 条 超過使用.....                 | 8  |
| 22 条 力率.....                   | 9  |
| VI 保安、工事、工事費の負担.....           | 9  |
| 23 条 受電に必要な設備の工事.....          | 9  |
| 24 条 立入検査受忍義務.....             | 9  |
| 25 条 電力供給の停止.....              | 9  |
| 26 条 電力供給の中止等.....             | 10 |
| 27 条 免責.....                   | 11 |
| 28 条 違約金補償.....                | 11 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 29 条 設備の賠償                    | 11 |
| 30 条 供給設備の工事費負担               | 11 |
| 31 条 料金及び工事費の精算               | 12 |
| VII 契約の終了等                    | 12 |
| 32 条 名義の変更                    | 12 |
| 33 条 契約期間の満了                  | 12 |
| 34 条 中途解約                     | 13 |
| 35 条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算  | 13 |
| 36 条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算 | 13 |
| 37 条 当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権   | 13 |
| 38 条 電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権   | 14 |
| 39 条 需給契約消滅後の債権債務関係           | 14 |
| VIII 反社会的勢力との取引排除             | 14 |
| 40 条 反社会的勢力との取引排除             | 14 |
| 41 条 契約の解除                    | 15 |
| IX 約款の改定                      | 15 |
| 42 条 約款の改定                    | 15 |
| 43 条 約款が改定された場合の取り扱い          | 15 |
| 44 条 電力需要者の情報の共同利用            | 16 |
| 45 条 管轄裁判所                    | 16 |
| 46 条 本約款の実施期日                 | 16 |
| 附 則                           | 17 |

















18

19

20

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

21

(1) 11 2

(2)

(3)

12

22 3

[超過電力(kW)×基本料金単価(円/kW・月)×1.5]

## 22 条 力率

- (1) 電力需要者は、需要場所の負荷の力率を、85 パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにするものとする。
- (2) 力率は、需要場所ごとにその1 月のうち毎日午前8 時から午後10 時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセント)とする。
- (3) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る1 パーセントにつき、基本料金を1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る1 パーセントにつき、基本料金を1 パーセント割増しするものとする。

## VI 保安、工事、工事費の負担

### 23 条 受電に必要な設備の工事

当社と電力需要者が、当社より電力の受電を開始するために必要となる設備の設置及び工事については、原則として一般送配電事業者の費用負担により、一般送配電事業者が行うものとする。

### 24 条 立入検査受忍義務

当社は以下の業務を実施するため、電力需要者の承諾を得て、当社の作業員を電力需要者の土地もしくは建物に立ち入らせ、または、一般送配電事業者もしくは一般送配電事業者の指定する第三者をして電力需要者の土地もしくは建物に立入らせることができる。電力需要者は、当社からかかる立入要請を受ける場合、正当な理由がない限り、当該承諾を拒むことはできない。

- (1) 需要場所内に当社または一般送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 電力需要者による不正な電力の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認もしくは検査または電力使用用途の確認

(3) 計量値の確認

(4) 第25 条(電力供給の停止)及び第26 条(電力供給の中止等)第1 項に必要な措置

(5) その他、電力需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

### 25 条 電力供給の停止

- (1) 電力需要者が次のいずれかに該当する場合、当社は電力需要者への電力の供給を停止することができる。

- ①電力需要者の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要する場合
  - ②需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ③電力需要者が、当社の書面による事前承諾なくして、一般送配電事業者の電線路または引き込み線と電力需要者の電気設備との接続を行った場合
  - ④その他、本約款、条件書及び託送供給約款上の電力需要者の義務に違反した場合
- (2) 電力需要者が、次のいずれかに該当し、当社が電力需要者に対してその旨停止の警告をしても改めない場合には、当社は電力需要者への電力供給を停止することができる。
- ①電力需要者の責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じている場合
  - ②電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用した場合
  - ③電力需要者が託送供給約款に定められている需要者としての要件を欠くに至った場合
- (3) 前項のほか、電力需要者が、次のいずれかに該当し、当社が電力需要者に対してその旨を停止の15日前までに警告しても改めない場合には、当社は電力需要者への電力供給を停止することができる。
- ①電力需要者が支払期限を超過しても電気料金を支払わない場合
  - ②電力需給者が電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務(保証金、延滞利息、各種手数料など)を支払わない場合
- (4) 本条に基づき、当社が電力需要者に対して電力の供給を停止した場合で、電力需要者がその理由となった事由を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することになった債務を支払ったときには、当社は電力需要者の申し出により、一般送配電事業者との協議が整い次第電力需要者に対して電力の供給を再開するものとする。

## 26 条 電力供給の中止等

- (1) 当社は次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から給電指令を受ける場合には、電力需要者への電力の供給を中止し、又は電力需要者の電力の使用を制限し、もしくは中止することができる。
- ①電力の需給上止むを得ない場合
  - ②電力需要者または一般送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、または故障を生ずるおそれがある場合
  - ③電力需要者または一般送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事が止むを得ない場合
  - ④非常天災の場合
  - ⑤その他保安上の必要がある場合
- (2) 前項について、事前に当社が知っている場合には、その旨を電力需要者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

## 27 条 免責

(1) この約款の規定により、電力需要者が当社からの電力の供給を停止もしくは中止され、電力の使用を制限もしくは中止され、又は本契約を解除された場合は、その理由の如何を問わず、当社は電力需要者の受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとする。(2) 当社が電力需要者に対する電力の供給を停止もしくは中止し、又は電力の使用を制限もしくは中止、又は本契約を解除した場合で、それが当社の責めによる場合、当社は第12条1項記載の基本料金の1ヶ月分を上限として電力需要者に対する賠償責任に任じるものとする。

(3) 前2項の規定に拘わらず、電力需要者は当社を間接損害もしくはうべかりし利益等について免責するものとする。

(4) 当社は、電力需給者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負わない。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではない。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によって電力需給者もしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくは電力需給者はその損害についての賠償の責めを負わないものとする。

(6) 管轄の一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被った電力需給者の損害につき、当社は責任を負わないこととする。

## 28 条 違約金補償

電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合には、電力需要者は当該請求金額相当額を当社に支払うものとする。本条に定める電力需要者の支払義務は、電力需給契約の終了後も存続するものとする。

## 29 条 設備の賠償

電力需要者が故意又は過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について当社が一般送配電事業者から請求を受けた次の金額の相当額を電力需要者は当社に賠償するものとする。

(1) 修理可能の場合:修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合:帳簿価額と取替工費との合計額

## 30 条 供給設備の工事費負担

(1) 電力需要者の供給設備の工事について、当社が、一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、電力需要者は、当社からの請求に基づき当該工事費を負担するものとする。

(2) 工事費負担金額については、一般送配電事業者の託送供給約款の「工事費の負担」項目の「供給地点への供給設備の工事費負担金」に記載される内容に準ずるものとする。

### 31 条 料金及び工事費の精算

(1) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力の減少分残余分の比で按分したものとする。

(2) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものとする。

(3) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものとする。

(4) なお、次に該当する部分については、精算しないものとする。

①電力需要者が電力需給契約の消滅または変更の日からさかのぼって他事業者を含め1年以上継続されている部分(臨時接続送電サービスを除く)

②電力需要者が電力需給契約の消滅または変更の日以降引き続き受電側接続設備又は供給側接続設備を利用され、その結果、他事業者を含め1年以上継続して使用されることとなった部分(臨時接続送電サービスを除く)

③高圧受電において契約電力500kW未満の場合、契約電力、予備送電サービス契約電力の増加または減少分

## VII 契約の終了等

### 32 条 名義の変更

合併、会社分割、事業譲渡その他の原因によって、新たな電力需要者が、それまで電気の供給を受けていた電力需要者の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合は、名義変更の手続きにより継続ができる。この場合には、その旨を事前に当社へ文書により申し出るものとする。

### 33 条 契約期間の満了

電力需要者と当社との間の電力需給契約は、契約期間の満了後、自動更新されるものとする

る。

ただし、契約満了での解約を希望の場合、当該停止日の3ヶ月前までに、本契約の相手方に対し、書面による意思表示(以下「解約通知」という。)を行うことによりできるものとする。

#### 34条 中途解約

(1) 電気供給契約の解約については、予め停止期日を決めて、当該停止日の3ヶ月前までに、本契約の相手方に対し、書面による解約通知を行うことによりできるものとする。(2) 供給開始日より一年未満の解約については、当社は、電力需要者に対し以下の算定式により算出される金額に加え、当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費を請求することができる。

[契約電力×1月当たりの基本料金×有効期間の残存期間]

#### 35条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

電力需要者が契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくは電力需要者が契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金を電力需要者より申し受ける。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものとする。

#### 36条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

電力需要者が電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社が電力需要者に電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料を電力需要者より申し受ける。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものとする。

#### 37条 当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権

(1) 当社が、次の各号の一つにでも該当したときは、電力需要者は、催告を要せず通知により電力需給契約を解除できるものとする。

- ①取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき
- ②仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき
- ③営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
- ④その他債権保全のため必要と認められるとき



⑤前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) 当社が本約款または電力需給契約の一つにでも違反し、電力需要者が20日の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置を取らないときは、電力需要者は当社への通知により電力需給契約を解除できるものとする。

### 38条 電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権

(1) 当社は、電力需要者が次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せず通知により電力需給契約を解除することができるものとする。

①電力需要者が社会通念上相当な期間を超えて債務の支払いを行わない場合

②取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき

③仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき

④営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき

⑤その他債権保全のため必要と認められるとき

⑥前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は電力需要者の負担とする。

また、これにより電力需要者が受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとする。

(3) 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額及び当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。

[契約電力×1月当たりの基本料金×有効期間の残存期間]

### 39条 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しないものとする。

## VIII 反社会的勢力との取引排除

### 40条 反社会的勢力との取引排除

当社および電力需要者は、以下の各号について表明し、保証するものとする。

(1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」

という。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。

(2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。

(3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。

(4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。

(5) 当社および電力需要者は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」という。)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

#### 41 条 契約の解除

当社は、電力需要者が次の各号の一に該当する場合、第38条によらず需給契約を解除することができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)であると判明した場合。

(2) 第40条の表明保証に反していることが判明した場合。

(3) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。

(4) 当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

### IX 約款の改定

#### 42 条 約款の改定

当社は、経済情勢の変動など、諸般の事情を総合的に考慮して、この約款を改定することができる。

#### 43 条 約款が改定された場合の取り扱い

(1) 前条の規定に従い、当社が、この約款を改定実施した場合、当社及び電力需要者との間には、改定された約款の規定が適用されるものとする。

(2) 前項の場合、当社は、当社ホームページなどにより、この約款を変更すること、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を周知するものとする。

#### 44 条 電力需要者の情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間で電力需要者の情報を共同で利用することができる。電力需要者の情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めることとする。

#### 45 条 管轄裁判所

電力需要者の電気需給契約に関する一切の紛争については岡山裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 46 条 本約款の実施期日

本約款は2020年8月12日より施行するものとする。

## 附 則

### 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1条 料金は、約款第12条の規定にかかわらず、各項の規定によって料金として算定された金額に、一般送配電事業者と同一の方法により算出された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとする。

2条 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とする。

3条 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用するものとし、当該電気以外の電気には適用しないものとする。

4条 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、適用期間、算定及び特別措置等については、一般送配電事業者に準じるものとし、また、新たに設定、改定または廃止になった場合についても同様とする。